

愛知県スポーツ少年団規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第39条の規定に基づいて設置された愛知県スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関することを定める。

(組織)

第2条 本団は、県内のスポーツ少年団を代表する組織体とする。

2 本団は、市町村スポーツ少年団をもって構成する。

3 地域におけるスポーツの普及振興を図ることを目的として地区を設置するものとする。地区は、西尾張地区、東尾張（愛日）地区、東尾張（知多）地区、西三河地区及び東三河地区とし、それぞれ所管する地域は、次のとおりとする。

なお、名古屋市については、地区に準ずる扱いとする。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 西尾張地区 | 一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、弥富市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村 |
| (2) 東尾張（愛日）地区 | 瀬戸市、春日井市、尾張旭市、清須市、北名古屋市、豊山町 |
| (3) 東尾張（知多）地区 | 半田市、常滑市、東海市、知多市、大府市、東浦町 |
| (4) 西三河地区 | 岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、知立市、高浜市、みよし市 |
| (5) 東三河地区 | 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町 |

第2章 目的

(目的)

第3条 本団は、協会の目的に従い、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事業

(事業)

第4条 本団は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の育成指導と援助
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成
- (4) 全国大会等への派遣
- (5) 功労者、優良団の顕彰
- (6) 関係団体との連携
- (7) その他前条の目的達成に必要な事項

(権限)

第5条 本団は、前条の事業に関しては、決定及び実施の権限を有する。

第4章 登録

(登録)

第6条 本団への加入は、登録をもって行う。

2 登録に関しては別に定める。

第5章 役員

(役員)

第7条 本団に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 本部長 | 1名 |
| (2) 副本部長 | 3名 |
| (3) 常任委員 | 15名以内 |
| (4) 委員 | 54名以内 |

(委員)

第8条 委員は、市町村スポーツ少年団が、その団体ごとに1名を選出する。

(本部長)

第9条 本部長は、協会理事の中から協会理事長が委嘱する。

2 本部長は、本団を代表し、団務を統轄する。

(副本部長)

第10条 副本部長は、常任委員の互選により次の区分で選出し、協会理事長が委嘱する。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (1) 協会理事から選出された常任委員より | 1名 |
| (2) 各地区から選出された常任委員より | 1名 |
| (3) 愛知県スポーツ少年団指導者協議会から選出された常任委員より | 1名 |

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

(常任委員)

第11条 常任委員は、委員総会において委員の中から各地区1名ずつにより選出し、本部長が委嘱する。

2 前項のほか、本部長は、協会理事長が指名した協会理事4名以内を常任委員に委嘱する。

3 前2項のほか、本部長は、委員総会に諮り、次の者を常任委員に委嘱することができる。

- | | |
|-------------------------------------|------|
| (1) 愛知県スポーツ少年団指導者協議会より | 1名以内 |
| (2) 学識経験者（愛知県スポーツ局、県中小学校体育連盟を含む。）より | 4名以内 |

(任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

第6章 会議

(会議)

第13条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員をもって構成し、本団の事業計画、予算、事業報告、決算その他業務に関する重要事項で本部長の付議した事項を議決する。

- 2 委員総会は、毎年1回以上開催し、本部長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 本部長が必要と認めたときは、臨時に委員総会を招集することができる。

(委員総会)

第14条 委員総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

- 2 構成員が委員総会に出席できないときは、議決権を委任することができる。この場合委任した構成員は出席したものとみなす。

(議決)

第15条 委員総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

- 2 委員総会の議決を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する委員総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって委員総会の賛成決議に代えることができる。

(常任委員会)

第16条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、本部長より付託された事項及び緊急を要する事項を決定する。なお、決定事項については委員総会に報告し、承認を得ることとする。

- 2 常任委員会は、本部長がこれを招集して議長となる。
- 3 常任委員会の開会と議決は第14条及び第15条の規定を準用する。

(本部長会議)

第17条 本部長が必要と認めたときは、市町村スポーツ少年団本部長会議を開催することができる。

第7章 専門部会

(専門部会)

第18条 本団に、常任委員会の議決を経て、必要な専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会については別に定める。

第8章 リーダー会

(リーダー会)

第19条 本団に、リーダー会を置く。

- 2 リーダー会については別に定める。

第9章 指導者協議会

(指導者協議会)

第20条 本団に、指導者の協調と指導力の向上を図るための指導者協議会を置く。

- 2 指導者協議会については、常任委員会において別に定める。

第10章 会計

(会計)

第21条 本団の会計は、登録料、補助金及び参加料等をもって支弁し、協会の定款の定めるところにより処理する。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 22 条 本団の事務は、協会事務局において処理する。

第 12 章 規程の改廃

(改廃)

第 23 条 この規程の改廃は、協会理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行時において、すでに旧規程により委嘱された本部長、副本部長及び本部委員は、改正規定第 7 条に規定する役員とみなし、本部委員は常任委員と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人愛知県体育協会の設立の登記の日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。